

令和4年度第9回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和4年度化学物質審議会第4回安全対策部会、第231回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会	
令和5年1月17日	参考資料1-7

諮詢 第578号
環保企発第2206278号
令和4年6月27日

中央環境審議会会长
高村 ゆかり 殿

環境大臣
山口 壯
(公印省略)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（諮詢）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第56条第1項第1号の規定に基づき、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る同法に基づく追加措置について、貴審議会の意見を求める。

（諮詢理由）

平成13年5月に採択された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「ストックホルム条約」という。）は、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的として、残留性有機汚染物質の製造及び輸出入、使用等に係る規制等について規定した条約である。我が国は、平成14年8月、本条約を締結した。これまで、本条約で意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し、又は廃絶するための措置が必要な残留性有機汚染物質として規定されている物質については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）に基づき、法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入、使用及びこれらを含む製品の輸入を禁止する措置を講じてきたところである。

本年 6 月に開催されたストックホルム条約第 10 回締約国会議において附属書の改正が決定され、新たにペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連物質が同条約の附属書 A (廃絶) の対象に追加された。ついては、我が国として条約の遵守に不可欠な措置を講じるため、法第 2 条第 2 項、第 24 条第 1 項、第 25 条及び第 28 条第 2 項の政令の改正の立案をしようとするときとして、法第 56 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。